

# 美しく品格ある景観形成のために

景観は県民みんなで創り育てる未来への財産です



熊本県景観計画、景観条例のあらまし

熊本県

# 県では、平成20年度から景観法に基づく制度を導入しています。

## 景観法施行に伴う県景観計画の策定と県景観条例の一部改正

景観法の施行（平成17年6月施行）を受けて、県では①市町村主体の景観行政への移行や、②地域特性を生かした景観の保全と創造の取組みの強化を図るため、景観法に基づく景観計画を策定するとともに、これまで自主条例として運用していた景観条例の一部改正を行いました。

### 景観計画の策定、景観条例の一部改正に伴う主な改正点

- ①変更命令の対象となる行為を特定届出対象行為として、景観法に即して条例に規定
- ②これまで届出が必要であった広告物のうち、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものについては、景観条例に基づく届出は適用除外とし、当該広告物については許可申請に際して景観の指導を行うことに変更（ただし、景観関係自主条例の施行市町村など一部の区域を除く）

### 【景観法の特徴】

- 景観行政団体(景観法に基づく景観行政を担う地方公共団体)という概念が導入され、県や中核市等は景観行政団体となり、それ以外の市町村は県との協議により景観行政団体となることができることとされました。  
(良好な景観形成は、居住環境の向上など住民の生活に密接に関係し、地域の特徴に応じたきめ細やかな規制誘導が有効なことから、基礎的自治体である市町村が中心的役割を担うことが期待されています。)
- 基本理念など基本法の性格が明確化されるとともに、景観行政団体が景観行政を進める基本的計画として、景観計画の策定が可能となりました。
- 地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができるようになりました。
- 景観計画区域における一定の行為についての変更命令等、いざというときに強制力を発揮できる措置が盛り込まれました。
- 景観地区、景観協定、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観整備機構等の景観の保全・形成のための各種制度が設けられました。



## 1 景観条例に変更命令の対象となる特定届出対象行為を規定

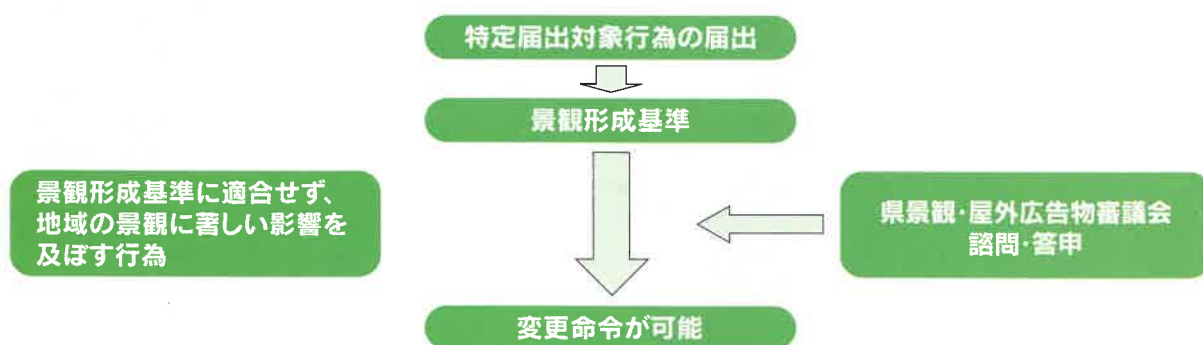
変更命令(※1)の対象となる特定届出対象行為(※2)として

- ①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ②工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

を景観条例に規定

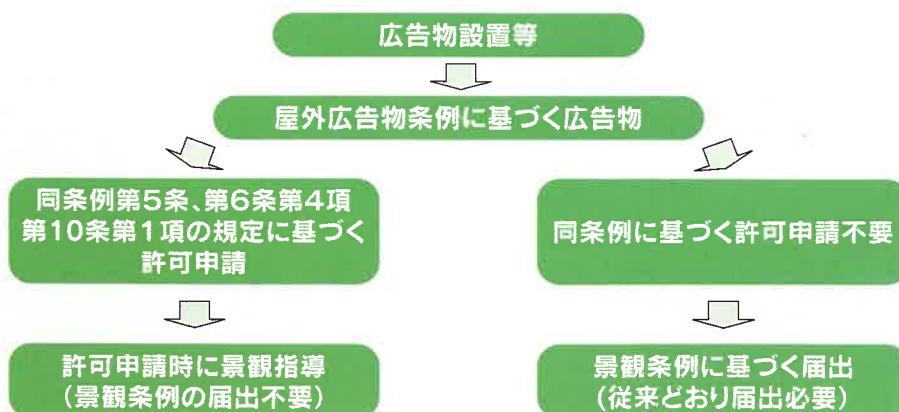
※1 変更命令とは、景観行政団体の長が、良好な景観の形成のために必要があると認めるときに、景観法第16条第1項第1号(上記①と同じ)及び第2号(上記②と同じ)の届出対象行為のうち、条例で定める行為(特定届出対象行為)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠(形態又は色彩その他の意匠)の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者に対して、その制限に適合させるため必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置をとるよう景観法第17条第1項の規定に基づき行う命令のこと

※2 特定届出対象行為とは、景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為(条例で定める行為)で、上記※1の変更命令の対象となる行為のこと



## 2 屋外広告物の取扱い

景観形成地域、特定施設届出地区における広告物の設置や外観の変更のほか、県内における高さ13mを超える大規模な広告物の設置や外観の変更を行う場合は、これまで景観条例に基づく届出をお願いしていましたが、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものについては、同条例の許可申請時に景観の指導も併せて行うこととし、県景観条例に基づく届出を不要としました(変更の許可申請も同様)。ただし、景観関係自主条例の施行市町村など一部の区域を除きます。



# 景観と屋外広告物の現行制度の概要

本県における景観法に基づく「県景観計画」と「県景観条例」による届出制度や、「県屋外広告物条例」に基づく規制の概要について紹介します。

## 景観計画区域の概要

一定の大規模行為について、県全域を届出対象区域としていることから、県全域を景観計画区域とし（景観行政団体の市町村、景観関係自主条例の施行町村を除く。）、景観計画区域内に景観形成地域、特定施設届出地区を設定しています。それぞれの内容は、次のとおりです。

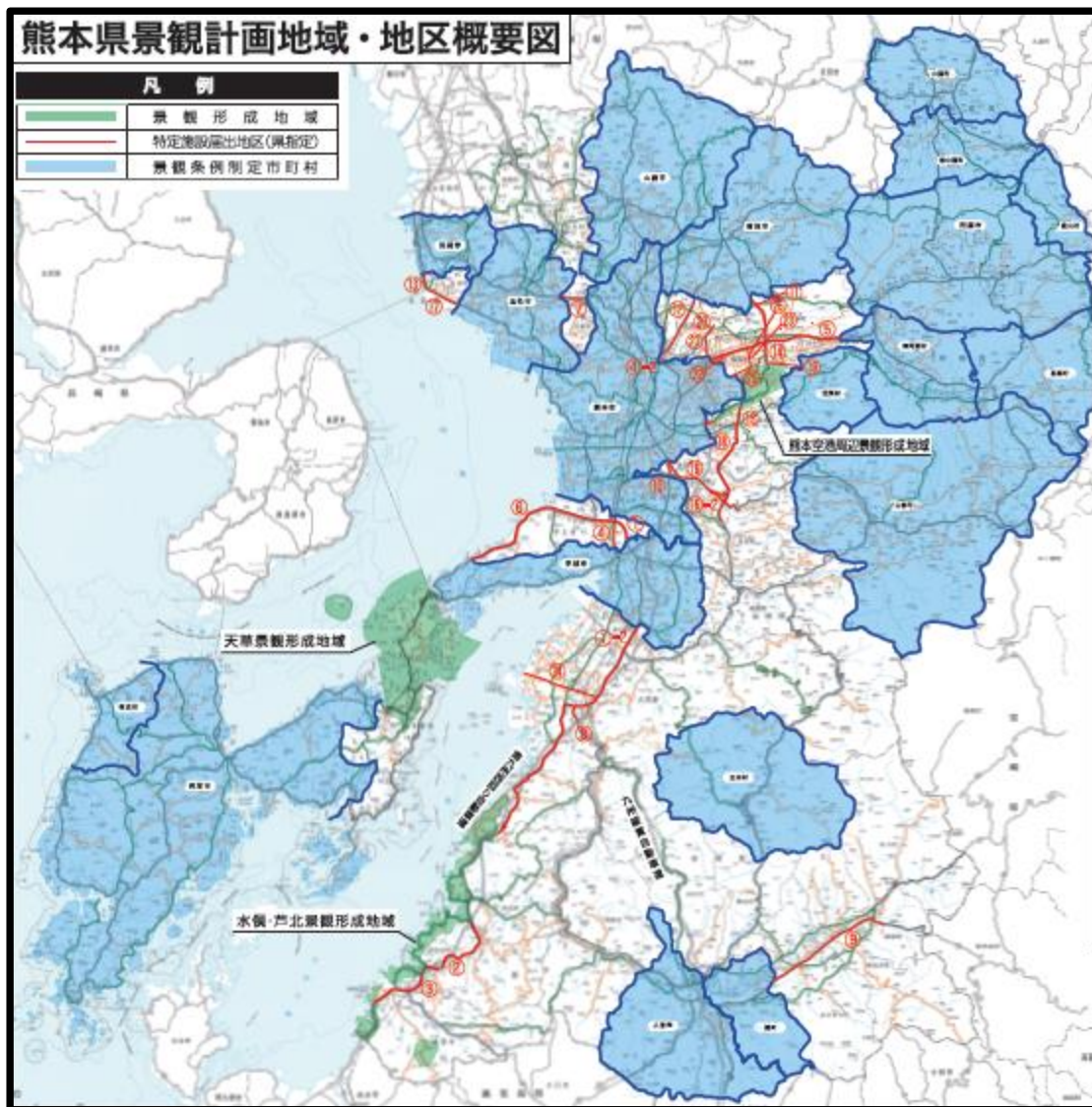
### 景観形成地域

県土の景観形成上重要な地域として景観計画に定める地域で、次の4地域を指定

- ① 熊本空港周辺景観形成地域
- ② 天草景観形成地域
- ③ 水俣・芦北景観形成地域

### 特定施設届出地域

県内で、建築物等が集積し、又は集積するおそれのある区域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路の沿道の区域で景観計画で定める区域



# 届出対象行為とその景観形成基準（その1）

## <景観形成地域>

### ①届出対象行為

行為	届出の必要な規模等の範囲の概要
建築物等（※1）の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・床面積が10m <sup>2</sup> を超える建築物 ・高さ1.5mを超えるさく、塀、擁壁 ・高さ5mを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等
木竹の伐採	・伐採面積が500m <sup>2</sup> を超えるか、または、高さ10mを超える木竹の伐採（ただし、林業等を営むため、または、木竹の保育のために通常行う行為等を除く）
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・90日を超えて、高さ1.5mを超えるか、または、水平投影面積が100m <sup>2</sup> を超えて堆積するもの（ただし、建築物の存する敷地内で行う行為にあっては、高さ1.5mを超えて堆積するもの）
鉱物の掘採又は土石の採取	・面積が500m <sup>2</sup> を超えるか、または、高さ1.5mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。）	・面積が500m <sup>2</sup> を超えるか、または、高さ1.5mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの（ただし、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外で農林漁業を営むために行う行為は除く）
屋外における自動販売装置の設置	
広告物の設置又は外観の変更	・表示面積が1m <sup>2</sup> を超えるもの（ただし、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で掲出期間が90日以内のもの等を除く）

※1：建築物等とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物（塀を除く）及び規則で定める工作物をいう。

（注）届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されています。

### ②景観形成地域毎の景観形成に関する基本計画と景観形成基準

景観形成地域毎に基本計画を定め、景観形成に関する基本的な考えを示すとともに、その考え方にに基づき詳細な景観形成基準を定めています。

（例）熊本空港周辺景観形成地域の基本計画の基本的考え方

- ・地域内には空港があり、熊本市街あるいは阿蘇、天草その他県内各地への空の玄関口となっており、高遊原台地から益城台地にかけての畑地の広がり、背景となる阿蘇外輪の自然景観は、雄大な熊本・阿蘇のイメージを代表する景観となっている。このため、阿蘇外輪への眺望や高い視点場からの眺望を考慮するとともに、田園景観と樹林の保全を図るための景観形成基準を定めています。

（例）南阿蘇景観形成地域の基本計画の基本的考え方

- ・阿蘇五岳と南外輪山に囲まれた南郷谷では、阿蘇五岳・外輪山の雄大な俯瞰と白川を中心とした田園との織りなす眺望がすばらしく、この雄大な自然や地域特性と調和した統一感のあるリゾート地らしい景観の形成を図ることとしている。このため、阿蘇五岳・外輪山への眺望や豊かな自然との調和、文化とアメニティあふれる地域景観の形成の観点で景観形成基準を定めています。

## <特定施設届出地区>

### ①届出対象行為

行為	届出の必要な規模等の範囲の概要
特定施設（※2）及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（上記の景観形成地域の届出対象行為を除く）	・床面積が10m <sup>2</sup> を超える建築物 ・高さ1.5mを超えるさく、塀、擁壁 ・高さ5mを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等 ・表示面積が1m <sup>2</sup> を超える広告物（ただし、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く）

※2：特定施設とは、パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ガソリンスタンド、飲食店、スーパー、物販店、物品貸付業、ホテル、旅館、モーテル、広告塔、広告板、カラオケボックス、屋上広告等

（注）届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されています。

### ②景観形成基準

届出対象行為毎に景観形成基準を定めています。

（例）特定施設及び附帯施設の外観に関する事項（一部抜粋）

- ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。
- ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。

# 届出対象行為とその景観形成基準（その2）

## <大規模行為>

①届出対象行為（景観形成地域の届出行為及び特定施設届出地区の届出行為を除く）

行為	届出の必要な規模等の範囲の概要
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去、 外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替並びに色彩の変更	・高さが13mを超えるもの ・建築面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の新築、増築、改築、移転及び撤去、 外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替並びに色彩の変更	・高さが13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は 空中線の支持物については、20m）を超えるもの ・工作物の敷地面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ※県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
さく、塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、 外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替並びに色彩の変更	・高さが2mを超え、かつ、長さが50mを超えるもの
鉱物の掘採又は土石の採取	・地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの ・高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面又は擁壁が 生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水 面の埋立て又は干拓を含む。）	・変更に係る土地の面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるか、または高さが 5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面又は擁壁が生じる もの（ただし、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外 で農林漁業を営むため行う行為は除く）

（注）届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されています。

## ②景観形成基準

届出対象行為毎に景観形成基準を定めています。

- （例）建築物及び工作物の新築等の外観（意匠）（一部抜粋）
  - ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること
- （例）建築物及び工作物の新築等の外観（色彩）（一部抜粋）
  - ・色彩は周辺の景観との調和に配慮すること
- （例）建築物及び工作物の新築等の敷地の緑化（一部抜粋）
  - ・敷地内は極力緑化に努めること



[熊本空港周辺景観形成地域]



[寒川の棚田(水俣市)]

# 景観条例による景観形成のための取組み

## 1 公共事業等における景観形成の推進

景観計画に公共事業、公共施設の建築等で県土の景観形成に著しい影響を及ぼすものについての景観形成の指針（公共事業等景観形成指針）を定め、公共分野における景観形成に取り組んでいます。

## 2 県民、事業者の景観形成活動の推進

地域の住民の方々が、協力して景観形成やまちづくりに取り組まれる場合の支援制度として、景観形成住民協定制度を設けています。また、大規模な事業所と県との協定による景観形成の取組みとして、特定事業者景観形成協定を設けて、景観への配慮をお願いすることとしています。

## 3 市町村における条例制定の推進

景観やまちづくりは、地域の特性を十分に活かしたものでなければなりません。

景観法においても、市町村主体の景観行政を推進するため景観行政団体という概念が導入されました。

このようなことから、県でも市町村の景観行政団体への移行や景観に関する自主条例の制定を通じた市町村主体の景観行政の推進に取り組んでいます。

## 4 県民、事業者に対する普及啓発と技術的援助

### ①くまもと景観賞

県土の景観形成や緑化等の地域づくりに大きく貢献している人々の功績を広く顕彰することにより、県民の景観形成への意識を高め、地域の個性を活かした熊本らしい景観の保全・形成を進めるため、表彰制度を設けています。

### ②景観アドバイザー制度

県土の景観形成の推進に資するため、市町村の景観行政に関する取組みや県民の景観形成住民協定締結や自主的な景観形成活動に関して専門的アドバイスが必要であるとき、景観形成に関して専門的知識、経験を持つアドバイザーを派遣する制度を設けています。



〔南小国町黒川温泉地区  
(平成20年度都市景観大賞「美しいまちなみ賞」受賞)〕  
※南小国町黒川地区街づくり協定



〔山鹿市豊前街道山鹿温泉界限地区  
(平成19年度都市景観大賞「美しいまちなみ賞」受賞)〕

